令和８年６月改訂

１．当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４７－４８１－１１８８（午前８時～午後７時まで）
担当　　管理者・生活相談員

２．デイサービスセンター美乃里の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名　称	デイサービスセンター美乃里
所在地	千葉県八千代市村上５７３番地５
介護保険指定番号	介護予防認知症対応型通所介護　千葉県　第1292600614号
サービスを 提供する対象地域	八千代市内

（２）デイサービスセンター美乃里の職員体制（令和　　年　　月　　日時点）

	資格	専従	兼務	業務内容	計
管理者			１	従業者の管理、 指導、管理運営	１名
生活相談員	社会福祉士 介護福祉士 社会福祉主事	１	２	相談業務	３名
看護職員 （機能訓練指導員兼務）			１	健康観察等の看護 業務及び機能訓練	１名
介護職員		４	２	介護業務	６名

（３）デイサービスセンター美乃里の設備の概要

定員	１２名	静養室	１室
機能訓練室	１室	相談室	１室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	３台

（４）営業時間

営業日	元旦及び日曜日を除く毎日
営業時間	午前８時００分　～　午後７時００分

３．サービス内容

①送迎　　リフト付き車両等により送迎いたします。送迎時刻をお知らせいたしますが、道路状況等により多少前後いたしますのでご了承下さい。

迎え	１便	午前８時００分　美乃里発
送り	２便	午後４時００分　午後６時００分　美乃里発

※他の時間のご希望については別途ご相談ください。

②食事　　昼食及びおやつを提供いたします。歯の具合や健康状態によって主食はごはんと全粥、おかずは常食、きざみ、極きざみ、ミキサー食をご用意いたします。各季節ごとのメニューや月１回程度の行事食も取り入れています。

③入浴　　身体状況によって、特別浴、一般浴のいずれかをご利用いただきます。入浴希望の有無・回数等、ご相談下さい。

④機能訓練　　訓練器具を用いたり、健康体操、レクリエーション、ゲームや手工芸等の創作活動による身体機能訓練を行います。

⑤生活相談　　ご利用者やご家族に対して、生活や介護等についての相談を行います。

４．料金

※介護保険負担割合証に基づき、介護保険内利用料の１割、もしくは２割、３割のご利用負担分がかかります。

１）デイサービス利用料　（地域区分：５級地 10.55 にて算出）

①利用時間が 6 時間以上 7 時間未満の場合

	介護保険適用時の 1 日あたりの負担額 (1 割時)	介護保険適用時の 1 日あたりの負担額 (2 割時)	介護保険適用時の 1 日あたりの負担額 (3 割時)
要支援１	７２２円	１，４４４円	２，１６５円
要支援２	８０４円	１，６０８円	２，４１２円

・利用時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合

	介護保険適用時の 1 日あたりの負担額 (1 割時)	介護保険適用時の 1 日あたりの負担額 (2 割時)	介護保険適用時の 1 日あたりの負担額 (3 割時)
要支援１	８４２円	１，６８４円	２，５２６円
要支援２	９４０円	１，８８０円	２，８２０円

②サービス提供体制強化加算（加算Ⅰ）　毎利用あたり　２３２　円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は　２４円（４７円）です。

③科学的介護推進体制加算　１月あたり　４２２　円
ただし、介護保険適用時の自己負担額は　４３円（８５円）です。
※（ ）内は 2 割負担時の場合

④介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ　利用料金、各加算に 23.6%を乗じた額をご負担いただきます。

※介護保険適用外で頂くもの

⑤食費（おやつ代を含む）　昼食　１食あたり　７２０　円
夕食　１食あたり　６６０　円

※以下の三つの加算は該当される方、ご希望される方のみ対象となります。

⑥入浴介助加算（Ⅰ）　　１回あたり　　４２２　円
　ただし、介護保険適用時の自己負担額は　　４３円（８５円）です

⑦個別機能訓練加算（Ⅰ）　　１回あたり　　２８５　円
　ただし、介護保険適用時の自己負担額は　　２９円（５７円）です

⑧若年性認知症受入加算　　毎利用あたり　　６３３　円
　ただし、介護保険適用時の自己負担額は　　６４円（１２７円）です

※その他費用　　おむつ代、行事等にかかる費用、レクリエーションにかかる費用等、実費相当額が自己負担となります。

※介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦１日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、八千代市役所長寿支援課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※今後介護保険制度改正の際に利用料金のみの変更があった場合には別紙にてご説明およびご契約を取り交わす形を取らせて頂きますのでご了承下さい。

（２）キャンセル料

当センターではお客様のご都合でサービスを中止する場合（お休みをする場合）においてもキャンセル料はいただきません。ただし、お休みをされる場合は必ずご連絡下さいますようお願い申し上げます。

（３）支払方法

当苑指定の金融機関とご契約頂いているお客様には、自動引き落としのご協力をお願いしております。また、自動引き落としが不可能な方は現金にて徴収させていただきます。

【自動引き落とし】

・ 毎月１５日前後に前月分の請求書を発行し、その翌月４日（土日祭日の場合は翌営業日）自動引き落としが行なわれ、翌月の請求書と

同時に領収書を発行いたします。

【例】4 月にサービスを利用した場合・・・

5 月 15 日前後　→　4 月分サービス利用料請求書配布

6 月 4 日前後　→　指定口座より自動引き落としいたします。

6 月 15 日前後　→　4 月分の領収書発行（5 月分請求書配布）

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。契約後に介護予防認知症対応型通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

※介護予防サービス支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護予防支援事業者とご相談下さい。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書にてお申し出下さい。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定区分が、非該当（自立）又は要介護状態と認定された場合
・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に

反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当センターが破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを６ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１ヶ月以内に支払わない場合、またはお客様やご家族等が当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・利用者または家族による次の各号に掲げる行為であって、社会通念上相当な範囲を超え（カスタマーハラスメント)、労働条件が害されることが認められた場合。

ア 暴言、暴力、威圧的な行動
イ 過度または不当な要求
ウ 長時間の拘束
エ 性的な言動や行為
オ その他従業員の就業環境を著しく害する行為

６．当センターのデイサービスの特徴等

（１）運営の方針

① デイサービスセンター美乃里の従業者は、可能な限り利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができように努めます。

② 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

③ 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めます。

④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

従業者等は、虐待等を発見した場合、直ちに担当者へ報告し、担当者を通じて市町村への通報につなげる。

担当者が報告を受けた場合、事実確認の有無にかかわらず遅滞なく市町村へ通報する。ただし、緊急性が高い場合又は担当者が虐待等の当事者である場合は、発見者が市町村へ直接通報し、併せてホーム長（センター長）へ報告する。

（２）サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡

契約時に送迎バス到着時刻をお知らせします。ただし、利用日当日の送迎利用者数の状況や、道路状況等により多少時間が前後いたしますのでご了承下さい。大幅に時間が変更となる場合は、事前にご連絡の上ご相談させていただきます。

②体調不良等によるサービスの中止・変更

利用当日朝、急に具合が悪くなった時等、サービスを中止す場合はなるべく、朝の送迎車出発時刻までにご連絡下さい。
サービス利用中に急に具合が悪くなった時は、ご家族の方に迎えに来ていただきます。ただし、緊急を要する場合は近くの病院にお連れする等、必要な対応をさせていただきます。

③診断書

当センター看護師による日頃の健康観察や体調不良時の対応等のため、当センター所定の診断書を事前に提出していただきます。

④その他

デイサービスを初めてご利用される日は、ご利用者の不安の軽減のため、可能であればご家族付き添いによる参加をお願いいたします。

⑤持ち物

ご利用につき、下記のものをご用意下さい。

・上履き（バレーシューズ等、かかとのある靴）
・着替え、着替えたものを入れるビニール袋（入浴される場合）
・昼食時、薬を飲まれている方は薬をご持参下さい.
・連絡帳（2 回目利用以降・初回利用後、お渡しいたします。）

※上履き、衣類等の持ち物には名前を書いて下さい。

７．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医，救急隊、親族、介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。

８．非常災害対策

○別途定める『消防計画』により対応いたします。

防火管理者 ： 清水　雄輔　　管轄消防署 ： 八千代消防署

○当センターの防火設備は次の通りです。尚，カーテン等には防災適合品を使用しています。

・自動火災報知器　・誘導灯　・非常通報装置
・屋内消火栓　・防火扉　・ガス漏れ警報器
・スプリンクラー　・避難階段　・防災倉庫（テント、発電機等）

９．サービス内容に関する苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

当センターのサービスに関する相談、苦情等は下記の苦情受付担当者または、契約書に記載されている窓口で受け付けます。

相談苦情受付担当者　古川　博文

（受付時間９：００～１７：４５　℡０４７－４８１－１１８８）

②その他

当センター以外に、市役所の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八千代市役所　長寿支援課 電話：　０４７－４８３－１１５１

１０．当センターの概要

法 人 名	社会福祉法人八千代美香会
代表者名	理事長　綱 島　照 雄
住　所	千葉県八千代市村上５７３番地５
電話番号	０４７－４８１－１１８８

令和８年６月改訂

事業所名　　デイサービスセンター美乃里
指定番号　　介護予防認知症対応型通所介護　千葉県　第 1292600614 号
定款の目的に定めた事業　　老人デイサービス事業
（介護予防認知症対応型通所介護事業）
施設・拠点等
通所介護　５ヵ所
特別養護老人ホーム　３ヵ所
短期入所生活介護　３ヵ所
在宅介護支援センター　７ヵ所
（うち居宅介護支援事業者　５ヶ所）
認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）２ヶ所